

令和8年度 さいたま市立慈恩寺中学校部活動に係る活動方針

令和8年4月

1 はじめに

部活動は、興味と関心をもつ同好の生徒が、部活動を通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、その部活動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であり、部活動の教育的意義は大きく、個性の伸長や規範意識の高揚、異年齢での人間関係の構築等、大きな役割を果たしている。また、日ごろの練習の成果を大会やコンクール等で発揮することにより、達成感や充実感又は悔しさなどを味わうことは、人間形成にとって重要な機会である。

慈恩寺中学校部活動に係る方針は、部活動の意義や目的を改めて確認し、生徒や保護者、指導者にとっても、安全で充実した活動となり、生徒主体の教育活動として、部活動が適切に運営されることを目指す。

2 部活動の意義

生徒の興味関心を基に、スポーツや文化、科学等に親しませ、諸活動への意欲の向上や、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力に資するもの。

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高く、生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現のために効果をもたらすことが期待される。

また、教員にとっても、生徒とコミュニケーションを図り、授業では見られない生徒の長所や特徴を発見したり、良好な人間関係を形成したりする場として有効に活用することができるなど、重要な役割を担っている。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 年間の活動計画の策定等

ア 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、活動方針及び年間活動計画を学校のホームページへの掲載により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒数、教員数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保及び教員の負担軽減の観点から、円滑に部活動を実施できるよう指導・運営体制の整備を図る。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の事情、部活動指導員等の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意し、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、各部の活動計画及び活動実績の確認等により活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行うことができるようにするとともに、教員の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。

エ 校長は、教員の部活動への関与について、令和7年12月に文部科学省が示した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、法令及び文部科学大臣が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針に則り、業務改善及び勤務時間管理を適切に行う。

4 部活動の適切な休養日の設定について

(1) 休養日の設定や活動時間は、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。2日のうち1日は土曜日または日曜日に休養日を設ける。

※中体連が主催している運動部の大会（学校総合体育大会、新人体育大会、夏季・冬季大会）及び文化部に関わるコンクールや展覧会前は、生徒の健康面・体力面を考慮し、この限りではない。

※大会やコンクール、展覧会等の参加により、週2日以上休養日を設定できない場合は、その他の期間で休養日を補填することとする。

※休養日の設定に当たっては、保護者や地域の要望なども考慮しながら設定する。

また、部活動等を欠席したい旨の申し出があった場合についても、適切に対応する。

イ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日及び年末年始（12月29日～1月3日）は、休養期間とする。

ウ 1日の活動時間は平日2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※休業日に、部活動ごとの大会、練習試合や合同練習等に参加する際は、生徒や保護者と相談のうえ、この限りではない。

(2) 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、(1)の休養日数と同数以上になるように設定する。

5 部活動 活動計画

(1) 部活動の設置について

次の部活動を設置する

部活動名	
男女剣道	男女バレーボール
男女バスケットボール	男女バドミントン
陸上競技	吹奏楽
サッカー	美術
女子テニス	科学技術

(2) 基本の活動日時

ア 平日

・活動曜日及び時間

月	活動時間	下校時間	月	活動時間	下校時間
4	16:00～17:45	18:00	10	16:00～17:15	17:30
5	16:00～17:45	18:00	11	16:00～16:45	17:00
6	16:00～17:45	18:00	12	16:00～16:45	17:00
7	16:00～17:45	18:00	1	16:00～16:45	17:00
8		18:00	2	16:00～17:15	17:30
9	16:00～17:45	18:00	3	16:00～17:45	18:00

※上記の活動時間を原則とする。

イ 休日

・土曜日、日曜日のうちいずれかの1日以上休養日を設定

ウ 長期休業中

・学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休養期間とする。

エ 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、4(1)の休養日数と同数以上になるように設定する。

オ 10月の活動時間においては、市新人戦終了までは活動時間を16:00～17:45とし、下校時間を18:00とする。